

事業名	いわてニューファーマー支援事業(農業次世代人材投資事業) 準備型
事業主体	公益社団法人岩手県農業公社
対象者・支援内容	<p>1 対象者 下記の要件を満たす就農希望者</p> <p>(1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 研修終了後、1年以内に独立・自営就農又は雇用就農(農業法人で常雇)又は親元で就農すること。 なお、独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。 (親元就農の場合、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること)</p> <p>(3) 研修計画が以下の基準に適合していること。</p> <p>① 県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること。</p> <p>② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。 a 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。 b 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと。 c 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと。</p> <p>③ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては以下の要件を満たすこと。 a 就農5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。 b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。</p> <p>(4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>(5) 生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)など、生活費を支給する国の事業による交付等を受けていないこと。</p> <p>(6) 原則、青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。</p> <p>(7) 資金の交付を受ける者は、岩手県立農業大学校で開催する「新規就農者研修(基礎コース又は冬期集中コース)」の受講に努めること。</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 交付金額及び交付期間 年間150万円を最長2年間資金を交付 ※ 海外研修を行う場合にあつては最長3年間資金を交付</p> <p>(2) 返還</p> <p>① 適切な研修を行っていない場合</p> <p>② 研修終了後1年以内に、原則45歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人で常勤)又は親元就農しなかった場合</p> <p>③ 海外研修を実施した者が就農後5年以内に③のaの農業経営が実現出来なかった場合</p> <p>④ 親元就農した者が2で確約したことを実施しなかった場合</p> <p>⑤ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合</p> <p>⑥ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍(海外研修を実施した者については5年間)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合</p> <p>⑦ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で研修終了後の報告を行わなかった場合</p> <p>⑧ 虚偽の申請等を行った場合</p>
問合せ先	<p>〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664</p>

事業名	いわてニューファーマー支援事業(農業次世代人材投資事業) 経営開始型
事業主体	各市町村
対象者・支援内容	<p>1 対象者 下記の要件を満たす新規就農者</p> <p>(1) 就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 独立・自営就農であること。 自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの。</p> <p>① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。(農地が親族からの賃貸が過半である場合は、5年間の交付期間中に所有権移転すること)</p> <p>② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。</p> <p>③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>(3) 青年等就農計画が以下の基準に適合していること 独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。</p> <p>(4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。</p> <p>(5) 人・農地プランへの位置づけ等 市町村が作成する地域農業マスタープランに中心となる経営体として位置づけられていること。(もしくは位置づけられることが確実であること) または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でない又は農の雇用事業による助成を受けたことがないこと。</p> <p>(7) 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 交付金額及び交付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営開始初年度は年間150万円を交付 ・ 経営開始2年目以降は350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じて得た額を交付(ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する) <p>(2) 交付対象の特例</p> <p>① 夫婦ともに就農する場合 (家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する。</p> <p>② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに上記の額を交付する。</p> <p>③ 平成26年4月以降に独立・自営就農した者について対象とすることができるものとするが、交付は就農後5年目までとする。</p> <p>(3) 交付停止</p> <p>① 前年の所得が350万円を越えた場合(交付を受けた資金を除く)</p> <p>② 市町村が適切な農業経営を行っていないと判断した場合</p> <p>③ 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合</p> <p>(4) 返還</p> <p>① 農地の過半を親族から賃貸している場合は親族から賃貸している農地を5年間の交付期間中に所有権を移転しなかった場合</p> <p>② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合</p> <p>③ 虚偽の申請等を行った場合</p>
問合せ先	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664